

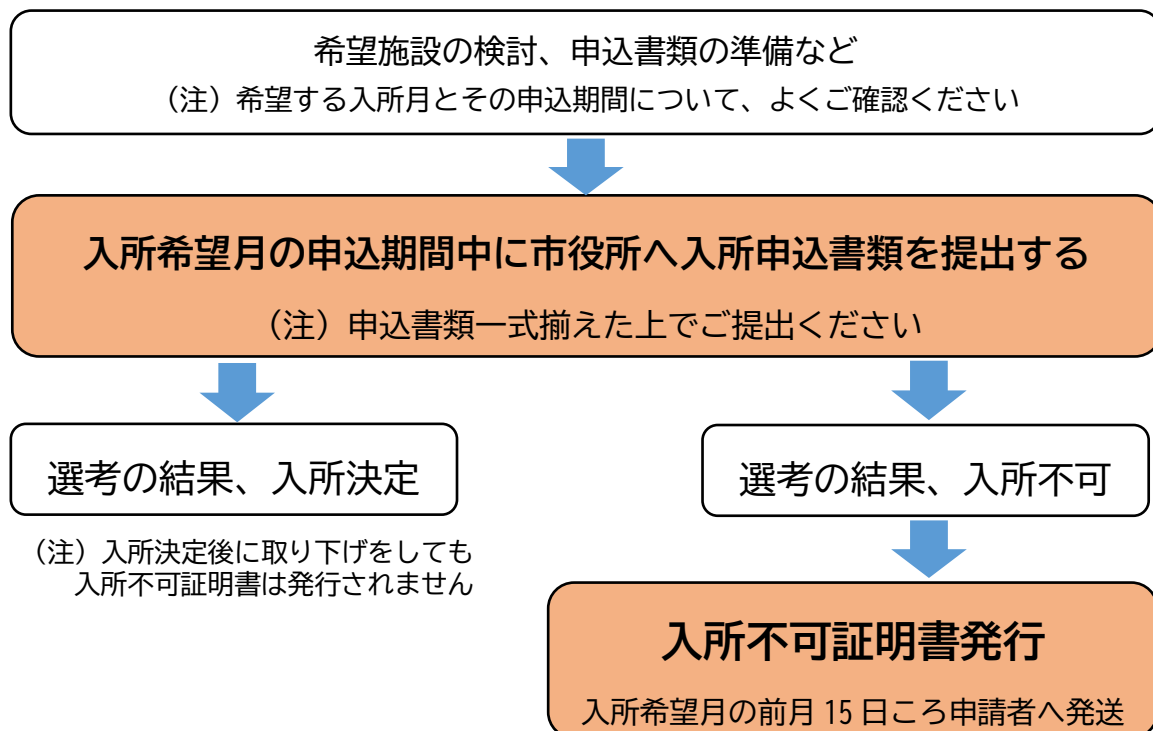
保育所入所不可証明書発行の手引き

(保育所等に入所を希望したものの、入所が叶わなかったことを証明する書類)

保育所入所不可証明書とは、各務原市への保育所等の入所申込後、選考によって入所が叶わなかったことをお知らせする通知です。

近年、保育所入所不可証明書を必要とする方からの問い合わせが増えていますが、本証明はあくまで保育所等の入所申込の結果、単に保育所等へ入所が叶わなかったことを証明するものであり、他の用途に使用した結果、目的にそぐわなかった場合でも、証明書の内容を修正できるものではないことをご理解ください。

01■保育所入所不可証明書を発行する場合



注意事項

【以下の場合は、保育所入所不可証明書は発行されません】

- ・各務原市へ保育所等の入所申込を入所希望月の申込期間中に行っていない
 - ・入所申込を自ら取り消した、辞退した
 - ・希望施設への入所が決定した
- (注) 入所決定後に取り下げしても入所不可証明書は発行されません

【以下の場合は、各務原市への保育所等の入所申込ができません】

- ・入所希望月に保護者（父母）の「保育の必要性」に該当する状況がない
- ・入所希望月の申込期間外、または書類の不備などにより期間内に申込が完了しなかった
- ・各務原市で入所選考を行っていない施設を希望している
(施設へ直接申込を行う施設を希望している)
- ・就労証明書に記載の育児休業終了日が、入所希望月に入所できる要件を満たしていない

(注) 育児休業終了日によって、入所を希望できる月が変わります

保育所入所不可証明書発行の手引き

(保育所等に入所を希望したものの、入所が叶わなかったことを証明する書類)

02■保育所入所不可証明書の内容について

保育所入所不可証明書には、以下の内容が記載されます。

○証明書申請日 ○証明書発行日 ○入所申込日 ○希望した施設
○入所開始希望日 ○入所が叶わなかった旨

- ☑各務原市では、「証明書の有効期限」は証明書に記載されません。
- ☑各務原市の保育所等入所申込では、入所できなかった方について、継続して入所を希望する場合は入所申込期間ごとに毎回申込が必要です。
(当初の申込内容を保留し翌月以降に自動で継続して利用調整(選考)を行う方式ではありませんのでご注意ください)
- ☑入所希望月の入所申込期間ごとに申込書類の提出があれば、その内容を利用調整(選考)した結果として、新たな日付・内容で入所不可証明書を発行します。

※入所申込後、入所不可証明書の発行から育児休業終了まで期間があり、その次の入所申込期間に再度入所申込ができる場合、育児休業給付金の支給延長申請手続きにあたっては再び保育所等の申込が必要ながあります。

要件は各務原市では判断できませんので、勤務先・ハローワーク等にご確認の上、保護者の判断で申込の要否を確認してください。合わせて、入所申込期間は各務原市公式ウェブサイトなどでよくご確認ください。

03■注意事項(必ず目を通してください)

- 保育所入所不可証明書は、日付などを遡っての発行、再発行等はありません。
また、期間外の保育所等入所申込の受付は行っておりません。
提出時期、申込期間をよくご確認の上ご準備ください。
- 各務原市では、次のお問合せ・ご相談にはお答えできません。
 - 勤務先やハローワークが必要としている保育所入所不可証明書の内容、申込の時期、入所希望日など
 - 入所申込の結果による育児休業給付金の支給延長の可否
- 保育所等への入所を希望していないのに、保育所入所不可証明書を取得するために入所申込を行うことはできません。保育所入所不可証明書の発行は、各務原市の申込ルールに基づき、現に保育所等への入所が叶わない場合のみ発行いたします。
- 育児休業給付金の支給延長の手続きでは、速やかな職場復帰のために保育所等への入所申込を行っていたことをハローワークが確認する必要があります。
各務原市では、保護者の申込内容・申込の各ルールに基づいて保育所入所不可証明書を発行しますが、その内容が給付金の支給延長の要件を満たす入所申込であるかの判断は、各務原市ではできません。
また、保育所等の申込内容によって発行された保育所入所不可証明書が給付金の支給延長の要件を満たしているかについても、各務原市では判断できません。申込内容などを勤務先やハローワーク等にご確認の上、保護者の責任において申込をお願いします。
- ハローワーク等からの保育所入所不可証明書による問い合わせに、市がその申込内容や現況について回答することがあります。